

神戸市会政務活動費検査員
平成 30 年度分検査報告書

令和元年 8 月 9 日

1. 検査の意義・概要

「神戸市会政務活動費の交付に関する条例」第1条の2に規定されているとおり、会派は、政務活動費の使途について透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たす責務を有している。

そして、政務活動費の支出は、「神戸市会政務活動費の交付に関する条例」「神戸市会政務活動費経理要綱」「政務活動費の手引き」など市会にて制定・決定した基準に合致すると会派が判断した場合に限り、その決定がなされるものとされている。すなわち、支出決定者（会派の代表者）は、政務活動費の支出の決定について、責任をもって慎重に判断し、政務活動費を適正に執行する義務を有していると言える。

そこで、第三者である検査員による検査の意義は、政務活動費の支出について、適正な支出手続きに従ってなされているか否かを、第三者が領収書等に基づいて検査することにより政務活動費の適正な執行が担保されることにあると考える。

検査の結果、平成30年度の政務活動費について、**指摘事項**（違法、不当な支出など政務活動費の返還が必要となるもの）は見受けられなかったが、政務活動費の適正な執行をより一層推進していくにあたっての検査員の所見を、**提案事項**（今後実施した方がよいと思われるもの）、**要望事項**（注意を喚起するもの）として挙げた。さらに、経理要綱や手引きなどに照らして、事務処理上の不備などが散見されたため、これについて、**事務上の留意点**（事務の執行にあたり留意すべきもの）としてまとめて記載している。

政務活動費は、原資が住民が納めた税金であることから、支出手続きにあたっての高いモラルとともにその趣旨目的に沿った効果的な使い方が求められている。このため、単に、制度等に違反しないだけでなく、より崇高な理想へ至る手段として、政務活動費を活用していくことが、市民から期待されている。

しかし、残念ながら神戸市では、平成27年度及び29年度に、政務活動費の不正使用事案が発覚した。このため、議会では、再発防止策を講じ、今日まで、新たな制度構築などの改善を続け、一定の仕組みが整ってきたところである。

これからも、市民からの期待に応え続けていくためには、政務活動費の使途や制度について、社会情勢の様々な変化に対応させるとともに、市民感覚にも合致し続けるものにしていく必要がある。このため、会派広報印刷物の掲載内容や部数確認方法など、既存の制度・仕組みについても、社会情勢の変化に対応しているのか、市民から疑念を持たれることはないか、効率性はどうかなど、常に検証し続けていく必要があると考えている。

今後も、本報告書が、神戸市会にとって、改善の指針となれば幸いである。

【検査の概要】

(1) 検査実施日

令和元年6月17日、18日、19日

(2) 検査員

議長の検査を補佐する検査員として議長からの委嘱を受けた以下の3名。(近畿税理士会所属会員かつ登録政治資金監査人登録者の中から同会にて推薦した3名を委嘱。五十音順。)

今井 重雄 (統括検査員)

岩瀬 哲正

谷川 昭広

(3) 検査方法

- ① 検査は、10万円以上の支出については全件について実施し、10万円未満の支出については無作為抽出により実施する。
- ② 検査は、違法、不当な支出など政務活動費の返還が必要となるものの検知を中心として実施する。

2. 指摘事項（違法、不当な支出など政務活動費の返還が必要となるもの）

政務活動費の返還が必要となる違法又は不当と思料される支出事例は見受けられなかったため、該当なし。

3. 提案事項（今後実施した方がよいと思われるもの）

- ① 会派広報・広聴印刷物の配布について、会派において履行確認したことを証する書類の不足（手引き 24 頁 1 (3)、44 頁 4(6) (エ)）

現行ルール上、会派広報・広聴印刷物の「配布報告書」を必ず提出するということにはなっておらず、会派広報・広聴印刷物整理票〔様式 21〕の備考欄に配布地域（町名又は校区名など）を記載することとなっている。

会派において会派広報・広聴印刷物配布の履行確認は必須であるにもかかわらず、現行ルールでは履行を証する書類の提出を求めている。このため、納品書の一部あるいは納品書に代わるものとして、配布部数、配布地域、配布（完了）日が記載された配布報告書等を配布事業者より徴するなど履行が確認出来るようにしていただきたい。

- ② 会派広報・広聴印刷物について、納品書の提出がなく納品日が確認できない事案

（手引き 12 頁 1(8)①）

会派広報・広聴印刷物の納品書の提出がなく、納品日が確認できないものがあった。業者が納品書を発行しない場合等、納品書等を徴しえない場合でも、会派において聞き取った履行日を政務活動費請求書・納品書貼付用紙〔様式 19〕の備考欄に補記するなどして履行日がわかるようにしていただきたい。

4. 要望事項（注意を喚起するもの）

① 宣伝色が強い会派広報・広聴印刷物について
(経理要綱 3(3)⑤、手引き 43 頁 4(6)③)

会派広報・広聴印刷物について、いくつかの会派に見受けられる事例として、議員個人の写真や名前が最も目立つ大きさ、紙面構成となっているものや、掲載した写真に議員個人が露出することを優先し、掲載した写真に関する会派活動の内容が記事にほとんど見られないもの等、会派や議員個人の宣伝目的で作成されたものとの誤解を受けるおそれのあるものがあつた。

会派広報・広聴印刷物の作成にあたっては、会派や議員個人の宣伝目的で作成されたものとの誤解を受けることのないように、議員個人の写真やプロフィール等を広報紙に掲載する際には、必要最低限度にとどめるようご留意いただきたい。

② 年賀状に該当するのではないかとの疑念のある会派広報・広聴印刷物について
(経理要綱 3(3)①、手引き 51 頁 4(10)①(イ))

「頒春」「謹賀新年」とハガキに記載され、政務活動費の支出対象ではない年賀状に該当するのではないかとの誤解を受ける恐れのある会派広報・広聴印刷物が見受けられた。会派広報・広聴印刷物の作成にあたり、交際費的な経費に該当するため、政務活動費では支出出来ない年賀状との誤解を受ける恐れがある表現は控えていただくようご留意いただきたい。

③ 誤って使用した E T C 利用代金の返還が遅い事案（手引き 20 頁 1 (11)⑤)

誤って使用した E T C 利用代金について、返還義務者からの返還が著しく遅れている事例が見受けられた。誤って支出した事実が判明した時点から、速やかに返還を行うようご留意いただきたい。

5. 事務上の留意点（事務の執行にあたり留意すべきもの）

① ポスティングで前払いをしている事案

（経理要綱 5(4)⑤、手引き 11 頁 1 (7)、12 頁 1 (8)①）

ポスティング業者の請求書に基づき支出はなされているが、配布完了前に支出しているものや配布日を記載した報告書を受領する前に支出したと考えられるものがあつた。政務活動費の支出に当たっては、原則として会派において請求書・納品書等で事前に履行を確認することとされており、適正な事務処理を行っていただきたい。

② 振込済通知書の支出内容についての政務活動費領収書等貼付用紙〔様式 18〕の備考欄への補記が不足している事案

（手引き 23 頁 1 (2)④）

振込済通知書の支出内容（領収証の但し書きに記載すべき内容）について、政務活動費領収書等貼付用紙〔様式 18〕の備考欄への補記が適切に行なわれていないため、印刷代なのか、配布費用なのかなど、支出内容が判別できないものがあつた。備考欄への補記を充分に行っていただきたい。

③ 振込済通知書の添付がなく預金通帳の写しのみが添付されている事案

（手引き 9 頁 1 (5)①）

自動引き落とし以外の振込の場合には、振込済通知書を添付することになっているが、預金通帳の写しのみが添付されているものがあつた。規定に沿って事務処理を行っていただきたい。

④ 経理帳簿が整備されていない事案（経理要綱 5(1)、手引き 8 頁 1(1)及び 29 頁 3(1)）

経理要綱において、会派は経理帳簿を備えなければならないとされているが、預金通帳に直接使途を記入されているのみで、経理帳簿が整備されていない会派が見受けられた。規定に沿って経理帳簿を整備していただきたい。